

# 消防団紹介

大規模な災害などから、町民の安全・安心を守っていくためには、地域に密着した消防団の活躍が欠かせません。町の消防団は、全部で11の分団に分けられ、佐須消防団長以下327人の団員で構成されています。各地域の団員

は、火災や自然災害などを想定して定期的に訓練を行い、日夜、地域の皆さんの生命、身体、財産などを守るために努力しています。そして、いざ災害が発生したときには、最前線できざまな活動を行います。4月から役員の一部が変わりましたので、団長、副団長、団本部員、分団長を紹介いたします。(敬称略)



消防団長 佐須 英行

このたび、町消防団の消防団長として2期目を迎えることとなりました。これからも箱根町の安全・安心を守るため、日々訓練を重ね、火災、地震、風水害などの災害に備え、日々努力していききたいと思います。



副団長 三浦 実  
(第4・5・6・7分団担当)



副団長 野沢 龍  
(第1・2・3分団担当)



団本部員 箕輪 昭彦  
(箱根地域担当)



団本部員 小林 穂積  
(宮城野地域担当)



団本部員 細川 信博  
(温泉地域担当)



団本部員 鈴木 昭生  
(湯本地域担当)



副団長 志村 裕之  
(第10・11分団担当)



副団長 勝俣 俊弘  
(第8・9分団担当)



第6分団長 勝俣 浩一  
(宮城野・木賀の一部)



第5分団長 渡邊 貞明  
(宮ノ下・底倉・小涌谷・木賀)



第4分団長 加藤 芳明  
(大平台)



第3分団長 加藤 幸弘  
(須雲川・畑宿)



第2分団長 真壁 一男  
(湯本・湯本茶屋)



第1分団長 田中 貞充  
(湯本・塔之澤)



第11分団長 大川 明  
(箱根)



第10分団長 高梨 五十六  
(元箱根・芦之湯)



第9分団長 大場 基喜  
(仙石原高原・温泉荘・湖尻)



第8分団長 神山 久  
(仙石原)



第7分団長 樋口 吉一  
(強羅・二ノ平)

照会先 消防本部消防総務課  
☎8214512

※( )は受け持ち地域

**小規模な飲食店等にも消火器の設置が必要となりました**

今までは延べ面積150㎡以上の飲食店等に消火器の設置が消防法で義務付けられていましたが、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市の飲食店において、ガスコンロの消し忘れにより発生した大規模火災を契機に、初期消火の重要性が見直され、消防法令の改正により、店舗面積にかかわらず、火気使用設備を設置している小規模な飲食店等(防火上有効な措置が講じられていない店舗等を除く)についても必要となりました。

この法律の改正は10月1日から適用されますので、該当する飲食店等は期日までに消火器を設置してください。

法令改正に伴い消火器の設置が必要になる場合は、設置場所等が定められており届出が必要になりますので、事前に相談してください。また、設置対象施設の確認や使用する器具についてなど、不明な点は問い合わせてください。

※1 火気使用設備についてガスコンロ(カセットコンロを含む)、フライヤー、グリル等。ただし、IH器具は除く。

※2 防火上有効な措置が講じられているものについて

①調理油加熱防止装置の設置  
ガスコンロ本体に温度の上昇を感じてガスの供給を停止して火を消す装置が備わった器具(立ち消え安全装置のみでは「防火上有効な措置」にはなりませんので、取扱説明書等を確認してください)

②自動消火装置の設置  
コンロ上部のフード内に、自動的に火災を感じて消火剤を放出する装置が備わった器具

③その他  
カセットボンベを使用したコンロ本体に、ボンベが過熱等により圧力異常が起きた際にガスの供給を停止する装置が備わっている器具

照会先 消防本部消防総務課(予防係)  
☎8214505

**人権問題の相談は 人権擁護委員へ 特設人権相談所開設**

町には、法務大臣から委嘱を受けた5人の人権擁護委員がおり、人権問題に関する活動をしています。

人権擁護委員は、人権侵害、家庭内の問題、隣近所のもめごとなど、人権問題についての相談に応じ、相談者の問題解決に向けての援助を行います。

次の日程で、人権相談所を開設しますので、気軽に相談してください。

日時 6月6日(木)13時~16時  
場所 役場分庁舎4階第5会議室

※相談のある方は事前に連絡してください。

照会先 福祉課  
☎8517790



## 危険なブロック塀等の撤去・改修費を補助します

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による人身への被害の防止および避難経路を確保するため、危険なブロック塀等の撤去や改修する費用の一部を補助します。

ブロック塀等のような私的財産は、所有者による適切な維持管理が必要です。大規模災害に備えてブロック塀等の安全性を点検し、危険性が確認された場合は、通行者への注意喚起や撤去・改修をご検討ください。

**補助対象工事**  
道路等に面した高さが1メートル以上かつ長さが1メートル以上のブロック塀等の撤去、又はブロック塀等の撤去とともに安全な工作物等(軽量フェンス、生け垣、四ツ目垣)を設置する工事とします。

| 区分 | 補助金の額             | 上限                                                                                        |      |
|----|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 撤去 | ブロック塀等(通学路沿い)     | 撤去に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の10分の9に相当する額  | 20万円 |
|    | ブロック塀等(通学路沿いを除く)  | 撤去に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額   | 10万円 |
| 改修 | 安全な工作物等(通学路沿い)    | 改修に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と設置する安全な工作物等の延長に1メートル当たり20,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の10分の9に相当する額 | 40万円 |
|    | 安全な工作物等(通学路沿いを除く) | 改修に要する費用(消費税および地方消費税を除く。)と設置する安全な工作物等の延長に1メートル当たり20,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額  | 20万円 |

その他、補助に際して要件がありますので、詳細は、問い合わせください。照会先 都市整備課 ☎85-9566